

あんしんネット119のご案内

京都市保健福祉局・消防局

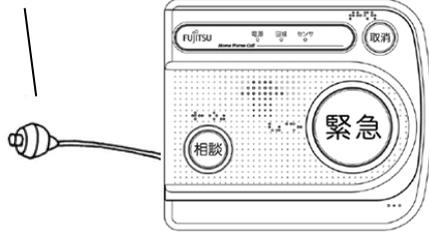
「あんしんネット119」とは、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者等が、「胸にかけたペンダント」や「専用機の緊急ボタン」などを押すことによって、自動的に京都市消防局指令センターに通報され、必要に応じて近隣協力員の援助も得て、すみやかに救護等を行うことにより、安心して生活を送っていただけるようにするものです。

また、相談ボタンを押すと専門の相談員が常駐する相談センターに通報され、保健・健康に関する相談に応じます。

1 貸与する機器

次の各機器を貸与します。

【まくら元用押しボタン】



【専用機本体】



【ペンダント型押しボタン】

2 対象者

京都市内に住所を有していて、次のいずれかに該当する方です。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成する世帯等で、心身病弱等のため緊急事態に自分で対処することが困難な方
- (2) ひとり暮らしの1, 2級の重度身体障害者や重度身体障害者のみで構成する世帯等で、緊急事態に自分で対処することが困難な方
- (3) その他、上記(1), (2)と同程度の状態にあると市長が認めたとおおむね65歳以上の高齢者又は重度身体障害者の方

3 利用料等

機器の利用料は、世帯の生計中心者の前年の合計所得金額によって決定します。

お支払方法は口座引き落としのため、口座登録が必要です。

	区分	機器の利用料 (月額)
A	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けている世帯	0円
B	生計中心者の合計所得金額が350,000円以下の世帯	150円
C	生計中心者の合計所得金額が350,001円以上400,000円以下の世帯	768円
D	生計中心者の合計所得金額が400,001円以上の世帯	1,462円

※ その他電話料金につきましては、基本料 (月額 1,900円程度) 及び通話料のお支払いが必要です。

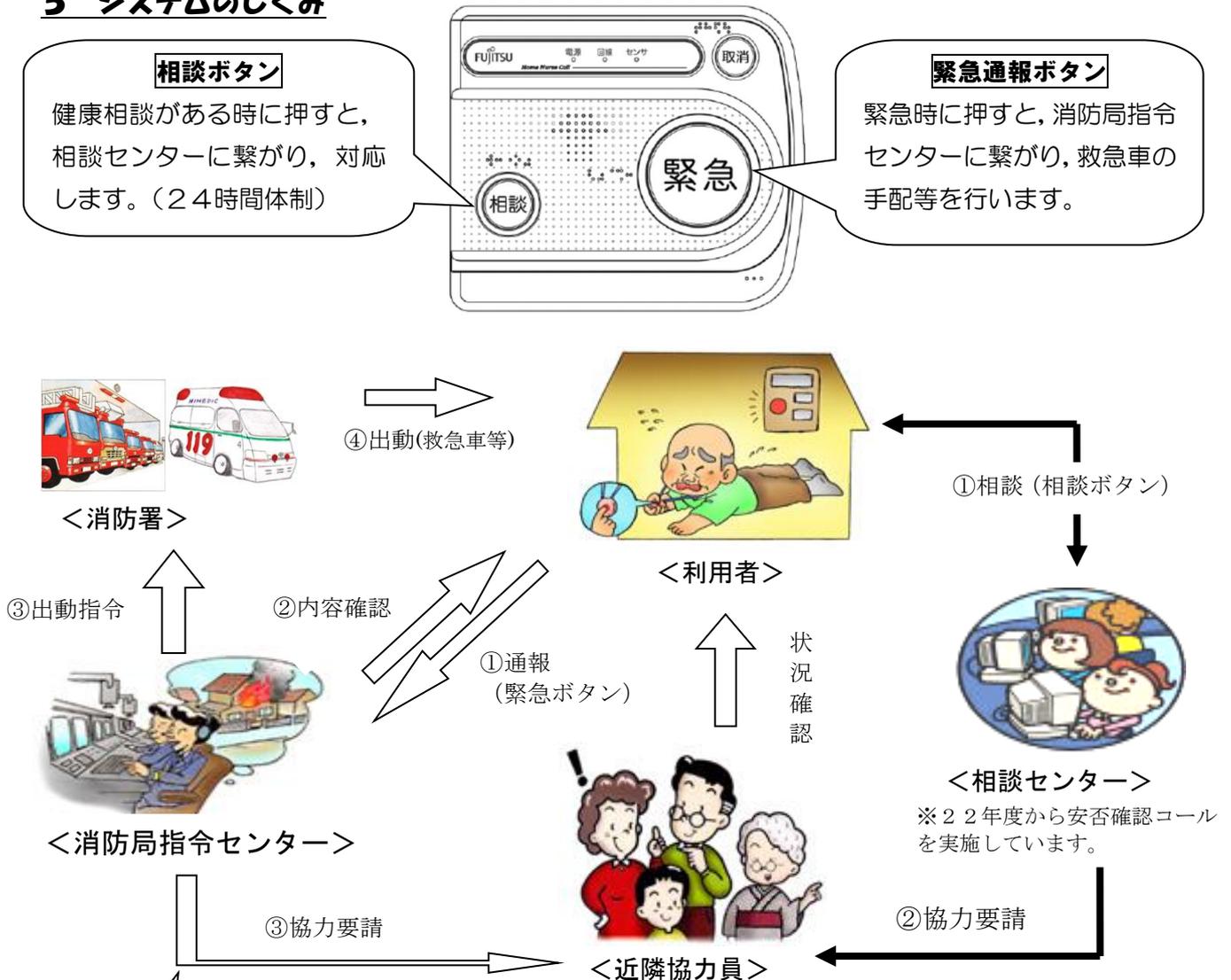
※ 機器は貸与 (レンタル) のため、利用を取りやめる場合は、返還していただく必要があります。

※ 機器を紛失された場合は、機器本体料金のお支払いが必要になります。

4 近隣協力員の確保

緊急事態がおこったときは、第一に京都市消防局で対応しますが、必要に応じて近隣協力員の方にも状況確認や親せき等への連絡などをお願いする場合があります。近隣協力員の方については、申請者の方に確保していただくことを原則とします（2名以上）。

5 システムのしくみ



注意

次のような相談・通報についてはお受けすることができません。

- 寝返りができない、トイレに行きたい等の介護サービスを希望する相談・通報
- 家族への伝達手段として利用する目的の相談・通報
- 防犯等の警備業務を希望する相談・通報

6 申請方法等

お住まいの区役所・支所（健康福祉部担当課）に備え付けの申請書に利用登録票、承諾書を添えて申請してください。担当者が後日訪問等を行った上で、利用の適否等をお知らせします。

お住まいの区役所・支所の健康福祉部 担当課